

仙台市水防計画修正案 新旧対照表（抄）

新頁	旧	新	備考
<p>P1 第3章 用語の 意義</p>	<p><b>第3章 用語の意義</b> この計画の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>7 大雨特別警報、大雨警報及び大雨注意報（附属資料 14 参照）            (1) 大雨特別警報とは、大雨による_____重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）。            (2) 略            (3) 略</p> <p>8 高潮特別警報、高潮警報及び高潮注意報（附属資料 14 参照）            (1) 高潮特別警報とは、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により_____重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条の 2 第 1 項）。            (2) 略            (3) 略</p> <p>9 (略)</p> <p>10 洪水警報及び洪水注意報（附属資料 14 参照）            (1) 洪水警報とは、洪水によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に_____、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。            (2) 洪水注意報とは、洪水によって災害が発生するおそれがあると予想される場合に_____、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。            (3) 略</p> <p>11 (略)</p> <p>12 水位            (1) 水防団待機水位（通報水位）            量水標の設置されている地点毎に都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項）をいう。水防管理者（仙台市長）又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位がその_____水位を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。            (2) 氾濫注意水位_____            _____洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項）をいう。量水標管理者は量水標等の示す水位がこの水位_____を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。            (3) 避難判断水位            災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定めた水位をいう。            _____</p> <p>(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）</p>	<p><b>第3章 用語の定義</b> この計画の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>7 大雨特別警報、大雨警報及び大雨注意報（附属資料 14 参照）            (1) 大雨特別警報とは、大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）。            (2) 略            (3) 略</p> <p>8 高潮特別警報、高潮警報及び高潮注意報（附属資料 14 参照）            (1) 高潮特別警報とは、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条の 2 第 1 項）。            (2) 略            (3) 略</p> <p>9 (略)</p> <p>10 洪水警報及び洪水注意報（附属資料 14 参照）            (1) 洪水警報とは、河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。            (2) 洪水注意報とは、河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。            (3) 略</p> <p>11 (略)</p> <p>12 水位            (1) 水防団待機水位（通報水位）            量水標の設置されている地点毎に都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項）をいう。水防管理者（仙台市長）又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。            (2) 氾濫注意水位（警戒水位）            一般に水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項）をいう。量水標管理者は量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。            (3) 避難判断水位            災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定めた水位をいう。            市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。            _____</p> <p>(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）</p>	<p>記載の 適正化</p> <p>記載の 適正化</p> <p>記載の 適正化</p> <p>記載の 適正化</p> <p>記載の 適正化</p>

	<p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。_____水位周知河川においては、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして、国土交通大臣又は都道府県知事が定める洪水特別警戒水位に位置づけられている。</p> <p>(5) 略 (6) 略 13～15 (略)</p>	<p>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。<u>市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。</u>水位周知河川においては、<u>法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</u></p> <p>(5) 略 (6) 略 13～15 (略)</p>																																					
<p>P6 第4章 水防組織</p>	<p><b>第4章 水防組織</b> 水防に関する実施機関及び任務分担等は次のとおりとする。ただし、仙台市災害対策本部又は災害警戒本部が設置されたときは当該本部の組織として活動するものとする。</p> <p><b>第1 実施機関及び任務</b> (略)</p> <p><b>第2 消防署・消防団の組織</b> (略)</p> <p><b>第3 水防活動従事者の安全確保</b> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第4章 水防組織</b> <b>第1 市の水防機関</b> 水防に関する実施機関及び任務分担等は次のとおりとする。ただし、仙台市災害対策本部又は災害警戒本部が設置されたときは当該本部の組織として活動するものとする。</p> <p><b>1 実施機関及び任務</b> (略)</p> <p><b>2 消防署・消防団の組織</b> (略)</p> <p><b>3 水防活動従事者の安全確保</b> 水防活動に従事する者は、自身に危険が及ぶ可能性が高いと判断したときは、安全確保を最優先に活動する。<u>なお、安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に地域活動の状況に応じたものとする。</u></p> <p><u>(1) 水防活動は、原則として複数人で行う。</u> <u>(2) 水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。</u> <u>(3) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。</u> <u>(4) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。</u> <u>(5) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。</u> <u>(6) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。</u> <u>(7) 水防活動時には、ライフジャケット等を着用する。</u> <u>(8) 出水期前に、安全確保のための研修を実施する。</u></p> <p><b>第2 洪水予報・水防・災害情報連絡会</b> 国、県及び関係機関は、「名取川・阿武隈川下流洪水予報・水防・災害情報連絡会」を通して、水防技術の向上や洪水予報、水防警報等の情報伝達の円滑化を図ることにより、水害の防止、軽減を図るものとする。</p> <p><b>第3 大規模氾濫時の減災対策協議会</b> 国、県、市町村及び関係機関は、その構成員となっている大規模氾濫時の減災対策協議会（法第15条の9第1項に規定する大規模氾濫減災協議会及び法第15条の10第1項に規定する都道府県大規模氾濫減災協議会）において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重し、水防計画等へ反映するなどして、取組を推進するものとする。</p>	<p>新規追加、及び追加に伴う構成の変更</p>																																				
<p>P8 第6章 堰堤、水こう門等の操</p>	<p><b>第1 国が管理する堰堤、水こう門及びダム</b> <b>1 水こう門</b></p> <table border="1" data-bbox="323 1707 1384 1813"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>管理者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広瀬川</td> <td>八本松第</td> <td>太白区八本松一</td> <td>雨水排水路</td> <td>国土交通省東</td> <td>304-1813</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	広瀬川	八本松第	太白区八本松一	雨水排水路	国土交通省東	304-1813	<p><b>第1 国が管理する堰堤、水こう門及びダム</b> <b>1 水こう門</b></p> <table border="1" data-bbox="1557 1707 2618 1813"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>管理者</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	_____	_____	_____	_____	_____	_____	<p>仙台市が管理する水</p>
河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																		
広瀬川	八本松第	太白区八本松一	雨水排水路	国土交通省東	304-1813																																		
河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																		
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																		

作及び ダムの 管理		一排水樋 管	丁目地内	への逆流防 止	北地方整備局 仙台河川国道 事務所															こう門 に移行																																																		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
<p><b>第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム</b></p> <p><b>1 堰堤、水こう門</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>管理者</th> <th>操作担当及び連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">広瀬川</td> <td>愛宕堰</td> <td>若林区土樋一丁目 243-2 地先</td> <td>農業用水の取水</td> <td>仙台東土地改良区</td> <td>288-5026</td> </tr> <tr> <td>郡山堰</td> <td>太白区根岸町 15 地先</td> <td>農業用水の取水</td> <td>郡山水利組合</td> <td>090-5188-9275</td> </tr> <tr> <td>松原第二排水樋管</td> <td>若林区若林二丁目 7-76 地先</td> <td>雨水排水路への逆流防止</td> <td>建設局下水道南管理センター</td> <td>746-5061</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">七北田川</td> <td>宝堰</td> <td>泉区松森字堰場地内</td> <td>農業用水の取水</td> <td>宝堰加瀬溜井管理組合</td> <td>368-1521</td> </tr> <tr> <td>霧蛇渕樋管</td> <td>宮城野区岩切字千刈田地内</td> <td>農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止</td> <td>(多賀城市市民経済部 農政課)</td> <td>255-6951</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>																					河川名	名称	所在地	用途	管理者	操作担当及び連絡先	広瀬川	愛宕堰	若林区土樋一丁目 243-2 地先	農業用水の取水	仙台東土地改良区	288-5026	郡山堰	太白区根岸町 15 地先	農業用水の取水	郡山水利組合	090-5188-9275	松原第二排水樋管	若林区若林二丁目 7-76 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061	_____	_____	_____	_____	_____	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	七北田川	宝堰	泉区松森字堰場地内	農業用水の取水	宝堰加瀬溜井管理組合	368-1521	霧蛇渕樋管	宮城野区岩切字千刈田地内	農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止	(多賀城市市民経済部 農政課)	255-6951	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
河川名	名称	所在地	用途	管理者	操作担当及び連絡先																																																																	
広瀬川	愛宕堰	若林区土樋一丁目 243-2 地先	農業用水の取水	仙台東土地改良区	288-5026																																																																	
	郡山堰	太白区根岸町 15 地先	農業用水の取水	郡山水利組合	090-5188-9275																																																																	
	松原第二排水樋管	若林区若林二丁目 7-76 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061																																																																	
	_____	_____	_____	_____	_____																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
七北田川	宝堰	泉区松森字堰場地内	農業用水の取水	宝堰加瀬溜井管理組合	368-1521																																																																	
	霧蛇渕樋管	宮城野区岩切字千刈田地内	農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止	(多賀城市市民経済部 農政課)	255-6951																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
<p><b>第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム</b></p> <p><b>1 堰堤、水こう門</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>用途</th> <th>管理者</th> <th>操作担当及び連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">広瀬川</td> <td>愛宕堰</td> <td>若林区土樋一丁目 243-2 地先</td> <td>農業用水の取水</td> <td>仙台東土地改良区</td> <td>288-5026</td> </tr> <tr> <td>郡山堰</td> <td>太白区根岸町 15 地先</td> <td>農業用水の取水</td> <td>郡山水利組合</td> <td>090-5188-9275</td> </tr> <tr> <td>松原第二排水樋管</td> <td>若林区若林二丁目 7-76 地先</td> <td>雨水排水路への逆流防止</td> <td>建設局下水道南管理センター</td> <td>746-5061</td> </tr> <tr> <td>八本松第一排水樋管</td> <td>太白区八本松一丁目地内</td> <td>雨水排水路への逆流防止</td> <td>建設局下水道南管理センター</td> <td>746-5061</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">七北田川</td> <td>宝堰</td> <td>泉区松森字堰場地内</td> <td>農業用水の取水</td> <td rowspan="2">宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市市民経済部 農政課)</td> <td>368-1804</td> </tr> <tr> <td>霧蛇渕樋管</td> <td>宮城野区岩切字千刈田地内</td> <td>農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止</td> <td>255-6951</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>																					河川名	名称	所在地	用途	管理者	操作担当及び連絡先	広瀬川	愛宕堰	若林区土樋一丁目 243-2 地先	農業用水の取水	仙台東土地改良区	288-5026	郡山堰	太白区根岸町 15 地先	農業用水の取水	郡山水利組合	090-5188-9275	松原第二排水樋管	若林区若林二丁目 7-76 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061	八本松第一排水樋管	太白区八本松一丁目地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	七北田川	宝堰	泉区松森字堰場地内	農業用水の取水	宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市市民経済部 農政課)	368-1804	霧蛇渕樋管	宮城野区岩切字千刈田地内	農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止	255-6951	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
河川名	名称	所在地	用途	管理者	操作担当及び連絡先																																																																	
広瀬川	愛宕堰	若林区土樋一丁目 243-2 地先	農業用水の取水	仙台東土地改良区	288-5026																																																																	
	郡山堰	太白区根岸町 15 地先	農業用水の取水	郡山水利組合	090-5188-9275																																																																	
	松原第二排水樋管	若林区若林二丁目 7-76 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061																																																																	
	八本松第一排水樋管	太白区八本松一丁目地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
七北田川	宝堰	泉区松森字堰場地内	農業用水の取水	宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市市民経済部 農政課)	368-1804																																																																	
	霧蛇渕樋管	宮城野区岩切字千刈田地内	農業用水(取水)排水 雨水排水路への逆流防止		255-6951																																																																	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																	
P15 第8章 河川の 巡視	<p><b>第8章 河川の巡視</b></p> <p>法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、次に定める巡視責任者及び巡視者が融雪期、梅雨期、台風期等の前に_____区域内の河川等について行い、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めるため、河川管理者(仙台河川国道事務所、仙台土木事務所)に_____連絡するものとする。</p> <p>なお、巡視は、消防局警防課が_____建設局河川課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、<u>各区区民生活課、その他関係機関と共同で実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p>																			時点修正																																																		
P15 第8章 河川の 巡視	<p><b>第8章 河川の巡視</b></p> <p>法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、次に定める巡視責任者_____が融雪期、梅雨期、台風期_の前<u>など、随時</u>区域内の河川等について行い、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めるため、河川管理者(仙台河川国道事務所、仙台土木事務所)に<u>消防局警防課を通じ</u>連絡するものとする。</p> <p><u>また、巡視責任者は必要により河川管理者、</u>建設局河川課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、_____その他関係機関<u>の協力を得て合同で実施できるものとする。</u></p> <p>(略)</p>																			記載の 適正化																																																		

河川名	巡視区間 から～まで（メートル）		巡視責任者	管轄消防団長
	（略）	（略）		
七北田川 左岸	七北田橋 要害川合流点	1,100	泉消防署長 泉区長	泉消防団長
	要害川合流点 岩切境	1,900		
七北田川 右岸	七北田橋 岩切境	3,000		
七北田川 左岸	長命橋 赤生津大橋	2,000		
七北田川 右岸	長命橋 赤生津大橋	2,000		
	根白石町頭 根白石町尻道下	1,500		
七北田川 左岸	広瀬橋 実沢去田屋敷	2,500		
要害川 両岸	市名坂天神沢 市名坂野蔵	2,000		
七北田川 両岸	馬橋 赤生津大橋	13,000		

河川名	巡視区間 から～まで（メートル）		巡視責任者	管轄消防団長
	（略）	（略）		
七北田川 左岸	七北田橋 要害川合流点	1,100	泉消防署長 泉区長	泉消防団長
	要害川合流点 岩切境	1,900		
七北田川 右岸	七北田橋 岩切境	3,000		
七北田川 左岸	長命橋 赤生津大橋	2,000		
七北田川 右岸	長命橋 赤生津大橋	2,000		
	根白石町頭 根白石町尻道下	1,500		
七北田川 左岸	広瀬橋 実沢去田屋敷	2,500		
要害川 両岸	市名坂天神沢 市名坂野蔵	2,000		

量水標 （量水標管理者）	量水標等観測者 （通報担当者）	通報先	備考 （メートル）
広瀬川広瀬橋 （仙台河川国道事務所）	河原町出張所 又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 5.3 既往最高水位 4.15
旧笹川北目橋 （仙台土木事務所）	長町出張所 又は郡山分団	太白消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 4.4 既往最高水位－
笹川杉の下橋 （仙台河川国道事務所）	太白消防署 又は西多賀分団	消防局（指令課）へ	堤防高 15.2 既往最高水位－
七北田川市名坂 （仙台地方ダム総合事務所）	八乙女分署 又は八乙女分団	泉消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 19.20 既往最高水位 18.58
七北田川小角 （仙台地方ダム総合事務所）	根白石出張所 又は実沢分団	泉消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 4.7 既往最高水位－
梅田川苦竹 （仙台土木事務所）	宮城野消防署 又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 11.79 既往最高水位－

量水標 （量水標管理者）	量水標等観測者 （通報担当者）	通報先	備考 （メートル）
広瀬川広瀬橋 （仙台河川国道事務所）	河原町出張所 又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 5.3 既往最高水位 4.15
旧笹川北目橋 （仙台土木事務所）	長町出張所 又は郡山分団	太白消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 4.4 既往最高水位－
笹川杉の下橋 （仙台河川国道事務所）	太白消防署 又は西多賀分団	消防局（指令課）へ	堤防高 15.2 既往最高水位－
七北田川市名坂 （仙台地方ダム総合事務所）	八乙女分署 又は市名坂分団	泉消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 19.20 既往最高水位 18.58
七北田川小角 （仙台地方ダム総合事務所）	根白石出張所 又は小角分団	泉消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 4.7 既往最高水位－
梅田川苦竹 （仙台土木事務所）	宮城野消防署 又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 11.79 既往最高水位－

被災箇所  
の修繕が完了  
したことに伴う  
削除

記載の  
適正化

P23  
第11章  
避難勧告等の  
発令

第3 氾濫危険水位等一覧

(単位：m)

河川名	河川の位置付け				観測所名	所在地	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	計画高水位	0点高(TP)	河川管理者	量水標管理者
	洪水予報	水位周知	水防警	その他										
名取川	○		○		名取橋	仙台市太白区大野田橋本	5.50	6.50	8.30	9.20	10.190	-0.50	国土交通省	仙台河川国道事務所
					関上第二	名取市関上字町	1.50	2.00	-	-	3.187	-0.20		
				※1	余方	名取市高館形熊野堂字余方川端	2.50	5.00	5.12 <sup>*1</sup>	6.77 <sup>*1</sup>	-	24.37	宮城県	
増田川		○	○		上増田	名取市飯野坂1	1.20	1.70	2.00	2.50	3.00	1.38	宮城県	仙台地方ダム総合事務所
広瀬川 <sup>*2</sup>	○		○		広瀬橋	仙台市若林区河原町2-15	0.50	1.30	2.20	2.70	4.124	9.93	国土交通省	仙台河川国道事務所
		○		宮城県										
旧笹川		○	○		北目橋	仙台市太白区郡山字南上河原	2.70	2.70	2.90	3.10	-	1.69	宮城県	仙台土木事務所
笹川		○	○		杉の下橋	仙台市太白区富沢	12.40	13.00	13.70	14.20	14.354	-0.43	国土交通省	仙台河川国道事務所
七北田川 <sup>*3</sup>	○				市名坂	仙台市泉区市名坂石止84-1	2.85 <sup>*4</sup> (3.35)	3.35 <sup>*4</sup> (4.00)	4.00 <sup>*4</sup> (4.30)	4.30 <sup>*4</sup> (4.50)	6.032	11.70	宮城県	仙台地方ダム総合事務所
		○			小角	仙台市泉区美沢字新坂沢3-2	1.65	1.90	2.20	2.40	-	40.68		
梅田川		○	○		苦竹	仙台市宮城野区新田5	2.10	2.50	2.60	2.80	3.330	6.50		仙台土木事務所
砂押川		○	○		八幡橋	多賀城市八幡3-4-7	1.10 <sup>*4</sup> (1.40)	1.40 <sup>*4</sup> (2.40)	2.40 <sup>*4</sup> (2.50)	2.50 <sup>*4</sup> (2.60)	3.213	-0.20		

P26  
第11章  
避難勧告等の  
発令範囲及び  
開設避難所

第4 避難勧告等の発令範囲及び開設避難所

- (略)
- 区別指定避難所

対象区	対象指定避難所
青葉区	(略)
宮城野区	(略)
若林区	荒町小学校、沖野小学校、沖野中学校、沖野東小学校、蒲町小学校、蒲町中学校、七郷小学校、七郷中学校、遠見塚小学校、八軒中学校、古城小学校、南小泉小学校、南小泉中学校、南材木町小学校、大和小学校、連坊小路小学校、六郷小学校、六郷中学校、若林小学校
太白区	(略)
泉区	(略)

第3 氾濫危険水位等一覧

(単位：m)

河川名	河川の位置付け				観測所名	所在地	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	計画高水位	0点高(TP)	河川管理者	量水標管理者
	洪水予報	水位周知	水防警	その他										
名取川	○		○		名取橋	仙台市太白区大野田橋本	5.50	6.50	8.30	9.20	10.190	-0.50	国土交通省	仙台河川国道事務所
			○		関上第二	名取市関上字町	1.50	2.00	-	-	3.187	-0.20		
				※1	余方	名取市高館形熊野堂字余方川端	2.50	5.00	5.12 <sup>*1</sup>	6.77 <sup>*1</sup>	-	24.37	宮城県	
増田川		○	○		上増田	名取市飯野坂1	1.20	1.70	2.00	2.50	3.00	1.38	宮城県	仙台地方ダム総合事務所
広瀬川 <sup>*2</sup>	○		○		広瀬橋	仙台市若林区河原町2-15	0.50	1.30	2.20	2.70	4.124	9.93	国土交通省	仙台河川国道事務所
		○		宮城県										
旧笹川		○	○		北目橋	仙台市太白区郡山字南上河原	2.70	2.70	2.90	3.10	-	1.69	宮城県	仙台土木事務所
笹川		○	○		杉の下橋	仙台市太白区富沢	12.40	13.00	13.70	14.20	14.354	-0.43	国土交通省	仙台河川国道事務所
七北田川 <sup>*3</sup>	○				市名坂	仙台市泉区市名坂石止84-1	2.85 <sup>*4</sup> (3.35)	3.35 <sup>*4</sup> (4.00)	4.00 <sup>*4</sup> (4.30)	4.30 <sup>*4</sup> (4.50)	6.032	11.70	宮城県	仙台地方ダム総合事務所
		○			小角	仙台市泉区美沢字新坂沢3-2	1.65	1.90	2.20	2.40	-	40.68		
梅田川		○	○		苦竹	仙台市宮城野区新田5	2.10	2.50	2.60	2.80	3.330	6.50		仙台土木事務所
砂押川		○	○		八幡橋	多賀城市八幡3-4-7	1.10 <sup>*4</sup> (1.40)	1.40 <sup>*4</sup> (2.40)	2.40 <sup>*4</sup> (2.50)	2.50 <sup>*4</sup> (2.60)	3.213	-0.20		

第4 避難勧告等の発令範囲及び開設避難所

- (略)
- 区別指定避難所

対象区	対象指定避難所
青葉区	(略)
宮城野区	(略)
若林区	荒井小学校、荒町小学校、沖野小学校、沖野中学校、沖野東小学校、蒲町小学校、蒲町中学校、七郷小学校、七郷中学校、遠見塚小学校、八軒中学校、古城小学校、南小泉小学校、南小泉中学校、南材木町小学校、大和小学校、連坊小路小学校、六郷小学校、六郷中学校、若林小学校
太白区	(略)
泉区	(略)

記載の  
適正化

荒井小  
学校の  
追加

第4章 水防組織

第1 使用通信施設

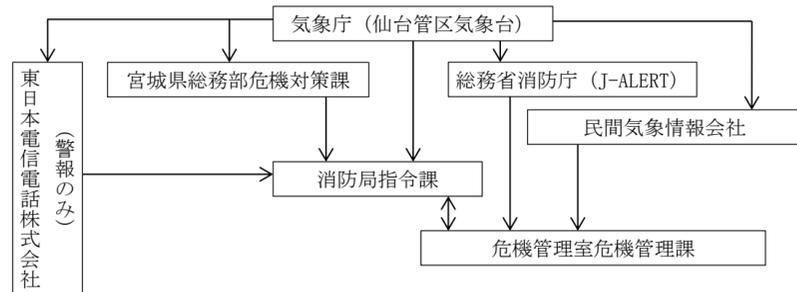
水害に関する情報及び水害応急措置に関する指揮命令の伝達等は、次の通信施設を有効に活用して行うものとする。

- 1 加入電話及び庁内電話
- 2 消防無線
- 3 市防災行政用無線
- 4 県防災行政用無線
- 5 その他

(新設)

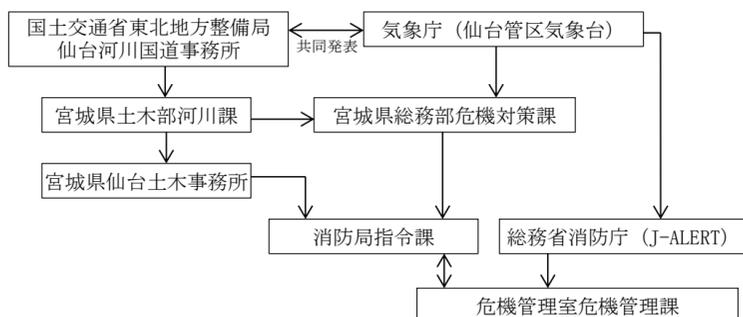
第2 通信連絡系統

1 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



2 指定河川洪水予報伝達系統図

(1) 指定河川洪水予報伝達系統図(名取川・広瀬川)



※ 附属資料 15-1 指定河川洪水予報伝達様式(東北地方整備局) 参照

(2) 指定河川洪水予報伝達系統図(七北田川)

第4章 水防組織

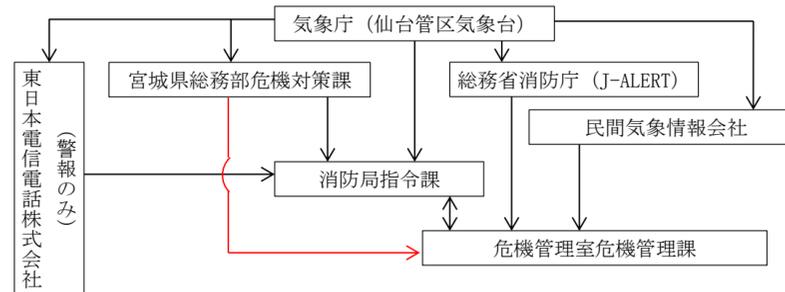
第1 使用通信施設

水害に関する情報及び水害応急措置に関する指揮命令の伝達等は、次の通信施設を有効に活用して行うものとする。

- 1 加入電話及び庁内電話
- 2 消防無線
- 3 市防災行政用無線
- 4 県防災行政用無線
- 5 Eメール
- 6 その他

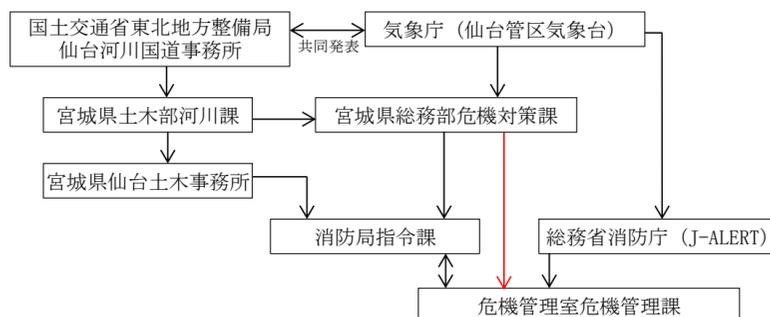
第2 通信連絡系統

1 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



2 指定河川洪水予報伝達系統図

(1) 指定河川洪水予報伝達系統図(名取川・広瀬川)



※ 附属資料 15-1 指定河川洪水予報伝達様式(東北地方整備局) 参照

(2) 指定河川洪水予報伝達系統図(七北田川)

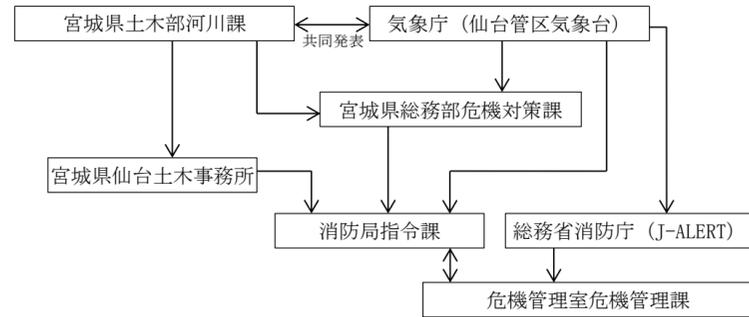
記載の  
適正化

実態に  
合わせた  
修正

実態に  
合わせた  
修正

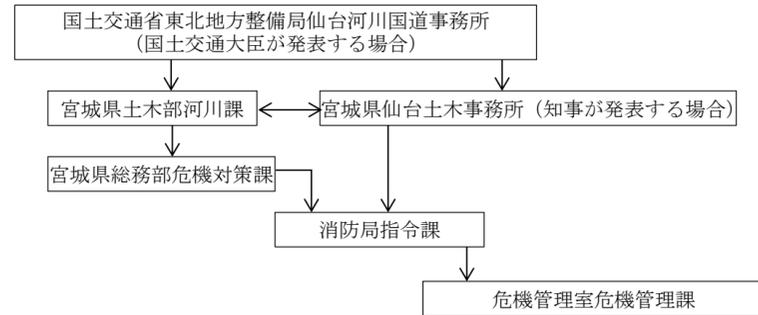
実態に  
合わせた  
修正

実態に  
合わせた  
修正



※ 附属資料 15-2 指定河川洪水予報伝達様式（宮城県） 参照

### 3 洪水特別警報水位（氾濫危険水位）到達情報及び水防警報の伝達系統図



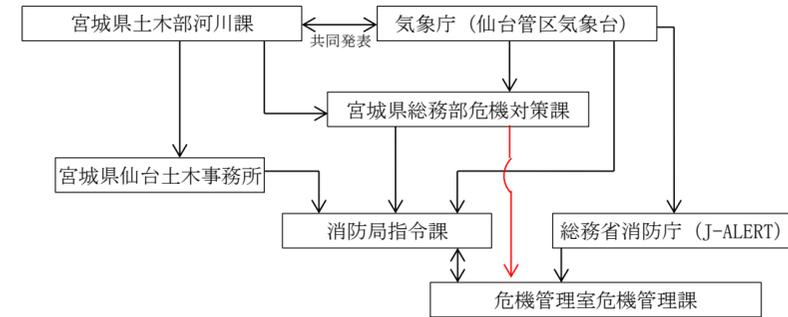
※ 附属資料 16 洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県） 参照

※ 附属資料 17-1、17-2 水防警報伝達様式 参照

4～6 （略）

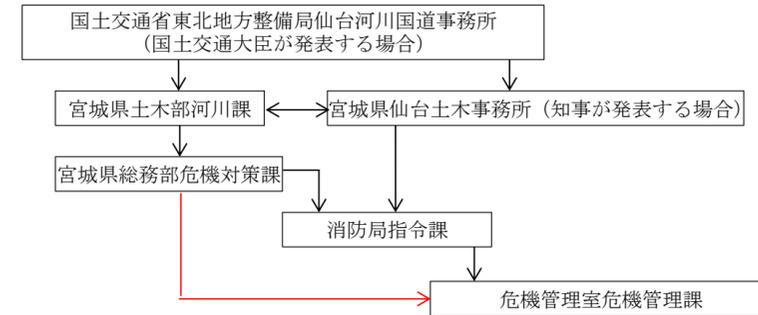
### 7 各種システム等情報

種類	内容
仙台市防災気象情報システム （民間気象情報） [システム管理機関] ・危機管理室（危機管理課） [情報閲覧可能部署] ・仙台市庁内 LAN 端末設置各課 公所	○観測雨量状況図 市内 18 か所（※）の雨量観測所の 10 分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示 ○観測雨量日表（10 分） 市内 18 か所（※）の雨量観測所の 10 分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○観測雨量日表（正時） 市内 18 か所（※）の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示  ※ 仙台市、新川、泉ヶ岳、青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、太白消防署、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所、六郷分署、八木山出張所



※ 附属資料 15-2 指定河川洪水予報伝達様式（宮城県） 参照

### 3 洪水特別警報水位（氾濫危険水位）到達情報及び水防警報の伝達系統図



※ 附属資料 16 洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県） 参照

※ 附属資料 17-1、17-2 水防警報伝達様式 参照

4～6 （略）

### 7 各種システム等情報

種類	内容
仙台市防災気象情報システム （民間気象情報） [システム管理機関] ・危機管理室（危機管理課） [情報閲覧可能部署] ・仙台市庁内 LAN 端末設置各課 公所	○観測雨量状況図 市内 18 か所（※）の雨量観測所の 10 分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示 ○観測雨量日表（10 分） 市内 18 か所（※）の雨量観測所の 10 分雨量及び日積算雨量を表で表示 ○観測雨量日表（正時） 市内 18 か所（※）の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示  ※ 仙台市、新川、泉ヶ岳、青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、太白消防署、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所、六郷分署、八木山出張所

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○アメダス情報</li> <li>○レーダーアメダス合成図</li> <li>○台風情報</li> <li>○ひまわり衛星画像</li> <li>○気象等注意報・警報</li> <li>○実況天気図</li> <li>○予想天気図</li> <li>○短期・週間予報</li> <li>○気象レーダー情報</li> <li>○局地予報（天気、降水量、気温、風向風速等）</li> <li>○落雷情報</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○アメダス情報</li> <li>○レーダーアメダス合成図</li> <li>○台風情報</li> <li>○ひまわり衛星画像</li> <li>○気象等注意報・警報</li> <li>○実況天気図</li> <li>○予想天気図</li> <li>○短期・週間予報</li> <li>○気象レーダー情報</li> <li>○局地予報（天気、降水量、気温、風向風速等）</li> <li>○落雷情報</li> </ul>		
	<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報) 〔システム管理機関〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県総務部危機対策課</li> </ul> <p>〔端末設置部署等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理室（危機管理課） （市役所本庁舎 2 階）</li> <li>・災害情報センター （青葉区役所 4 階）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象警報・注意報（現況、履歴）</li> <li>○指定河川洪水予報発表文</li> <li>○土砂災害警戒情報</li> <li>○気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメダス降水量</li> <li>・アメダス時間降水量</li> <li>・気温、日照時間、風向・風速等</li> </ul> </li> <li>○河川観測情報（宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク） <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量情報 県内 192 か所（うち仙台市域 23 か所）の雨量を観測</li> <li>・水位情報 県内 156 か所（うち仙台市域で名取川 3 か所、広瀬川 5 か所、七北田川 5 か所、梅田川 2 か所、高野川 1 か所、大倉川 1 か所、旧 策川 1 か所、策川 1 か所）の水位を観測。</li> </ul> </li> </ul>		<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報) 〔システム管理機関〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県総務部危機対策課</li> </ul> <p>〔端末設置部署等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理室（危機管理課） （市役所本庁舎 2 階）</li> <li>・災害情報センター （青葉区役所 4 階）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象警報・注意報（現況、履歴）</li> <li>○指定河川洪水予報</li> <li>○土砂災害警戒情報</li> <li>○気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメダス降水量</li> <li>・アメダス時間降水量</li> <li>・気温、日照時間、風向・風速等</li> </ul> </li> <li>○河川観測情報（宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク） <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量情報 県内 192 か所（うち仙台市域 23 か所）の雨量を観測</li> <li>・水位情報 県内 156 か所（うち仙台市域で名取川 3 か所、広瀬川 5 か所、七北田川 5 か所、梅田川 2 か所、高野川 1 か所、大倉川 1 か所、旧 策川 1 か所、策川 1 か所）の水位を観測。</li> </ul> </li> </ul>		
	<p>市町村向け「川の防災情報」 〔システム管理機関〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省水管理・国土保全局</li> </ul> <p>〔情報閲覧可能部署〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理室（危機管理課）</li> <li>・消防局（指令課、若林消防署、太白消防署）</li> <li>・建設局（総務課、下水道調整課、河川課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風情報</li> <li>○レーダー雨量情報</li> <li>○テレメータ雨量情報</li> <li>○ダム関係情報</li> <li>○水質情報</li> <li>○海岸情報</li> <li>○警報等関連情報</li> <li>○水位情報</li> </ul>		<p>市町村向け「川の防災情報」 〔システム管理機関〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省水管理・国土保全局</li> </ul> <p>〔情報閲覧可能部署〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理室（危機管理課）</li> <li>・消防局（指令課、若林消防署、太白消防署）</li> <li>・建設局（総務課、下水道調整課、河川課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台風情報</li> <li>○レーダー雨量情報</li> <li>○テレメータ雨量情報</li> <li>○ダム関係情報</li> <li>○水質情報</li> <li>○海岸情報</li> <li>○警報等関連情報</li> <li>○水位情報</li> </ul>		
	<p>仙台管区気象台ホームページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象警報・注意報・警報級の可能性等</li> <li>○大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布</li> <li>○土砂災害警戒判定メッシュ情報</li> <li>○地震・津波・火山情報</li> <li>○天気予報</li> </ul>		<p>仙台管区気象台ホームページ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象警報・注意報・警報級の可能性等</li> <li>○大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布</li> <li>○土砂災害警戒判定メッシュ情報</li> <li>○地震・津波・火山情報</li> <li>○天気予報</li> </ul>		

記載の  
適正化

	<p>○気象レーダー・衛星画像</p> <p>○台風情報</p> <p>○観測データ</p> <p>○過去データ検索</p>																																																																								
	<p>防災情報提供システム 〔システム管理機関〕</p> <p>・気象庁</p> <p>〔情報閲覧可能部署〕</p> <p>・危機管理室（危機管理課）</p>	<p>○上記の内容（一部詳細表示あり）</p> <p>+</p> <p>○流域雨量指数の予測値※</p> <p>※ 現地情報（水位やカメラ映像、水防団からの報告等）とあわせて利用</p>																																																																							
	<p>8 連絡先電話番号</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 消防機関</p> <p>① 消防局署</p>																																																																								
	<table border="1"> <tr> <td>消 防 局</td> <td>234-1111</td> <td>太 白 消 防 署</td> <td>244-1119</td> </tr> <tr> <td>青 葉 消 防 署</td> <td>234-1121</td> <td>長 町 出 張 所</td> <td>248-9284</td> </tr> <tr> <td>国 見 出 張 所</td> <td>234-5241</td> <td>中 田 出 張 所</td> <td>241-1450</td> </tr> <tr> <td>片 平 出 張 所</td> <td>225-1050</td> <td>八 木 山 出 張 所</td> <td>229-4639</td> </tr> <tr> <td>小 松 島 出 張 所</td> <td>234-7266</td> <td>秋 保 出 張 所</td> <td>398-2632</td> </tr> <tr> <td>荒 巻 出 張 所</td> <td>278-5980</td> <td>茂 庭 出 張 所</td> <td>281-4789</td> </tr> <tr> <td>宮 城 野 消 防 署</td> <td>284-9211</td> <td>泉 消 防 署</td> <td>373-0119</td> </tr> <tr> <td>高 砂 分 署</td> <td>258-0900</td> <td>八 乙 女 分 署</td> <td>776-0119</td> </tr> <tr> <td>岩 切 出 張 所</td> <td>255-8249</td> <td>松 陵 出 張 所</td> <td>372-9955</td> </tr> <tr> <td>鶴 谷 出 張 所</td> <td>251-1563</td> <td>高 森 出 張 所</td> <td>377-1252</td> </tr> <tr> <td>原 町 出 張 所</td> <td>256-5732</td> <td>根 白 石 出 張 所</td> <td>376-8870</td> </tr> <tr> <td>若 林 消 防 署</td> <td>282-0119</td> <td>宮 城 消 防 署</td> <td>392-8119</td> </tr> <tr> <td>六 郷 分 署</td> <td>289-4365</td> <td>熊 ヶ 根 出 張 所</td> <td>393-2488</td> </tr> <tr> <td>河 原 町 出 張 所</td> <td>215-0015</td> <td>消 防 航 空 隊</td> <td>0223-23-7850</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table>	消 防 局	234-1111	太 白 消 防 署	244-1119	青 葉 消 防 署	234-1121	長 町 出 張 所	248-9284	国 見 出 張 所	234-5241	中 田 出 張 所	241-1450	片 平 出 張 所	225-1050	八 木 山 出 張 所	229-4639	小 松 島 出 張 所	234-7266	秋 保 出 張 所	398-2632	荒 巻 出 張 所	278-5980	茂 庭 出 張 所	281-4789	宮 城 野 消 防 署	284-9211	泉 消 防 署	373-0119	高 砂 分 署	258-0900	八 乙 女 分 署	776-0119	岩 切 出 張 所	255-8249	松 陵 出 張 所	372-9955	鶴 谷 出 張 所	251-1563	高 森 出 張 所	377-1252	原 町 出 張 所	256-5732	根 白 石 出 張 所	376-8870	若 林 消 防 署	282-0119	宮 城 消 防 署	392-8119	六 郷 分 署	289-4365	熊 ヶ 根 出 張 所	393-2488	河 原 町 出 張 所	215-0015	消 防 航 空 隊	0223-23-7850			(新設)	(新設)												
消 防 局	234-1111	太 白 消 防 署	244-1119																																																																						
青 葉 消 防 署	234-1121	長 町 出 張 所	248-9284																																																																						
国 見 出 張 所	234-5241	中 田 出 張 所	241-1450																																																																						
片 平 出 張 所	225-1050	八 木 山 出 張 所	229-4639																																																																						
小 松 島 出 張 所	234-7266	秋 保 出 張 所	398-2632																																																																						
荒 巻 出 張 所	278-5980	茂 庭 出 張 所	281-4789																																																																						
宮 城 野 消 防 署	284-9211	泉 消 防 署	373-0119																																																																						
高 砂 分 署	258-0900	八 乙 女 分 署	776-0119																																																																						
岩 切 出 張 所	255-8249	松 陵 出 張 所	372-9955																																																																						
鶴 谷 出 張 所	251-1563	高 森 出 張 所	377-1252																																																																						
原 町 出 張 所	256-5732	根 白 石 出 張 所	376-8870																																																																						
若 林 消 防 署	282-0119	宮 城 消 防 署	392-8119																																																																						
六 郷 分 署	289-4365	熊 ヶ 根 出 張 所	393-2488																																																																						
河 原 町 出 張 所	215-0015	消 防 航 空 隊	0223-23-7850																																																																						
		(新設)	(新設)																																																																						
	<p>8 連絡先電話番号</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 消防機関</p> <p>① 消防局署</p>																																																																								
	<table border="1"> <tr> <td>消 防 局</td> <td>234-1111</td> <td>太 白 消 防 署</td> <td>244-1119</td> </tr> <tr> <td>青 葉 消 防 署</td> <td>234-1121</td> <td>長 町 出 張 所</td> <td>248-9284</td> </tr> <tr> <td>国 見 出 張 所</td> <td>234-5241</td> <td>中 田 出 張 所</td> <td>241-1450</td> </tr> <tr> <td>片 平 出 張 所</td> <td>225-1050</td> <td>八 木 山 出 張 所</td> <td>229-4639</td> </tr> <tr> <td>小 松 島 出 張 所</td> <td>234-7266</td> <td>秋 保 出 張 所</td> <td>398-2632</td> </tr> <tr> <td>荒 巻 出 張 所</td> <td>278-5980</td> <td>茂 庭 出 張 所</td> <td>281-4789</td> </tr> <tr> <td>宮 城 野 消 防 署</td> <td>284-9211</td> <td>泉 消 防 署</td> <td>373-0119</td> </tr> <tr> <td>高 砂 分 署</td> <td>258-0900</td> <td>八 乙 女 分 署</td> <td>776-0119</td> </tr> <tr> <td>岩 切 出 張 所</td> <td>255-8249</td> <td>松 陵 出 張 所</td> <td>372-9955</td> </tr> <tr> <td>鶴 谷 出 張 所</td> <td>251-1563</td> <td>高 森 出 張 所</td> <td>377-1252</td> </tr> <tr> <td>原 町 出 張 所</td> <td>256-5732</td> <td>根 白 石 出 張 所</td> <td>376-8870</td> </tr> <tr> <td>若 林 消 防 署</td> <td>282-0119</td> <td>宮 城 消 防 署</td> <td>392-8119</td> </tr> <tr> <td>六 郷 分 署</td> <td>289-4365</td> <td>熊 ヶ 根 出 張 所</td> <td>393-2488</td> </tr> <tr> <td>河 原 町 出 張 所</td> <td>215-0015</td> <td>消 防 航 空 隊</td> <td>0223-23-7850</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>仙 台 市 救 急 ス テ ー シ ョ ン</td> <td>308-5119</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>仙 台 市 中 央 救 急 出 張 所</td> <td>295-7220</td> </tr> </table>	消 防 局	234-1111	太 白 消 防 署	244-1119	青 葉 消 防 署	234-1121	長 町 出 張 所	248-9284	国 見 出 張 所	234-5241	中 田 出 張 所	241-1450	片 平 出 張 所	225-1050	八 木 山 出 張 所	229-4639	小 松 島 出 張 所	234-7266	秋 保 出 張 所	398-2632	荒 巻 出 張 所	278-5980	茂 庭 出 張 所	281-4789	宮 城 野 消 防 署	284-9211	泉 消 防 署	373-0119	高 砂 分 署	258-0900	八 乙 女 分 署	776-0119	岩 切 出 張 所	255-8249	松 陵 出 張 所	372-9955	鶴 谷 出 張 所	251-1563	高 森 出 張 所	377-1252	原 町 出 張 所	256-5732	根 白 石 出 張 所	376-8870	若 林 消 防 署	282-0119	宮 城 消 防 署	392-8119	六 郷 分 署	289-4365	熊 ヶ 根 出 張 所	393-2488	河 原 町 出 張 所	215-0015	消 防 航 空 隊	0223-23-7850			仙 台 市 救 急 ス テ ー シ ョ ン	308-5119			仙 台 市 中 央 救 急 出 張 所	295-7220								
消 防 局	234-1111	太 白 消 防 署	244-1119																																																																						
青 葉 消 防 署	234-1121	長 町 出 張 所	248-9284																																																																						
国 見 出 張 所	234-5241	中 田 出 張 所	241-1450																																																																						
片 平 出 張 所	225-1050	八 木 山 出 張 所	229-4639																																																																						
小 松 島 出 張 所	234-7266	秋 保 出 張 所	398-2632																																																																						
荒 巻 出 張 所	278-5980	茂 庭 出 張 所	281-4789																																																																						
宮 城 野 消 防 署	284-9211	泉 消 防 署	373-0119																																																																						
高 砂 分 署	258-0900	八 乙 女 分 署	776-0119																																																																						
岩 切 出 張 所	255-8249	松 陵 出 張 所	372-9955																																																																						
鶴 谷 出 張 所	251-1563	高 森 出 張 所	377-1252																																																																						
原 町 出 張 所	256-5732	根 白 石 出 張 所	376-8870																																																																						
若 林 消 防 署	282-0119	宮 城 消 防 署	392-8119																																																																						
六 郷 分 署	289-4365	熊 ヶ 根 出 張 所	393-2488																																																																						
河 原 町 出 張 所	215-0015	消 防 航 空 隊	0223-23-7850																																																																						
		仙 台 市 救 急 ス テ ー シ ョ ン	308-5119																																																																						
		仙 台 市 中 央 救 急 出 張 所	295-7220																																																																						
P35 第13章 出動及び水防作業	<p>第13章 出動及び水防作業</p> <p>第1 消防機関の出動及び水防作業</p> <p>消防機関は、仙台市域において、気象状況その他により水災の発生が予想される場合又は水災が発生した場合に、これを警戒し、防御し又は水災による被害を軽減するために、「非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領」（平成19年3月30日消防局長決裁）及び「消防団の消防活動に関する要綱」（平成13年9月25日消防局長決裁）（附属資料10、11）__の規定により出動し、自身の安全及び避難を優先して水防作業を行う。</p>									記載の適正化																																																															
P40 第15章 費用負担及び公用負担	<p>(新設)</p>									宮城県水防計画に基づく追加																																																															
P41 第16章	<p>第16章 水防__実施状況報告</p>									記載の適正化																																																															

